

常総市都市計画マスタープラン



序章 都市計画マスタープラン策定の目的

序章 都市計画マスタープラン策定の目的

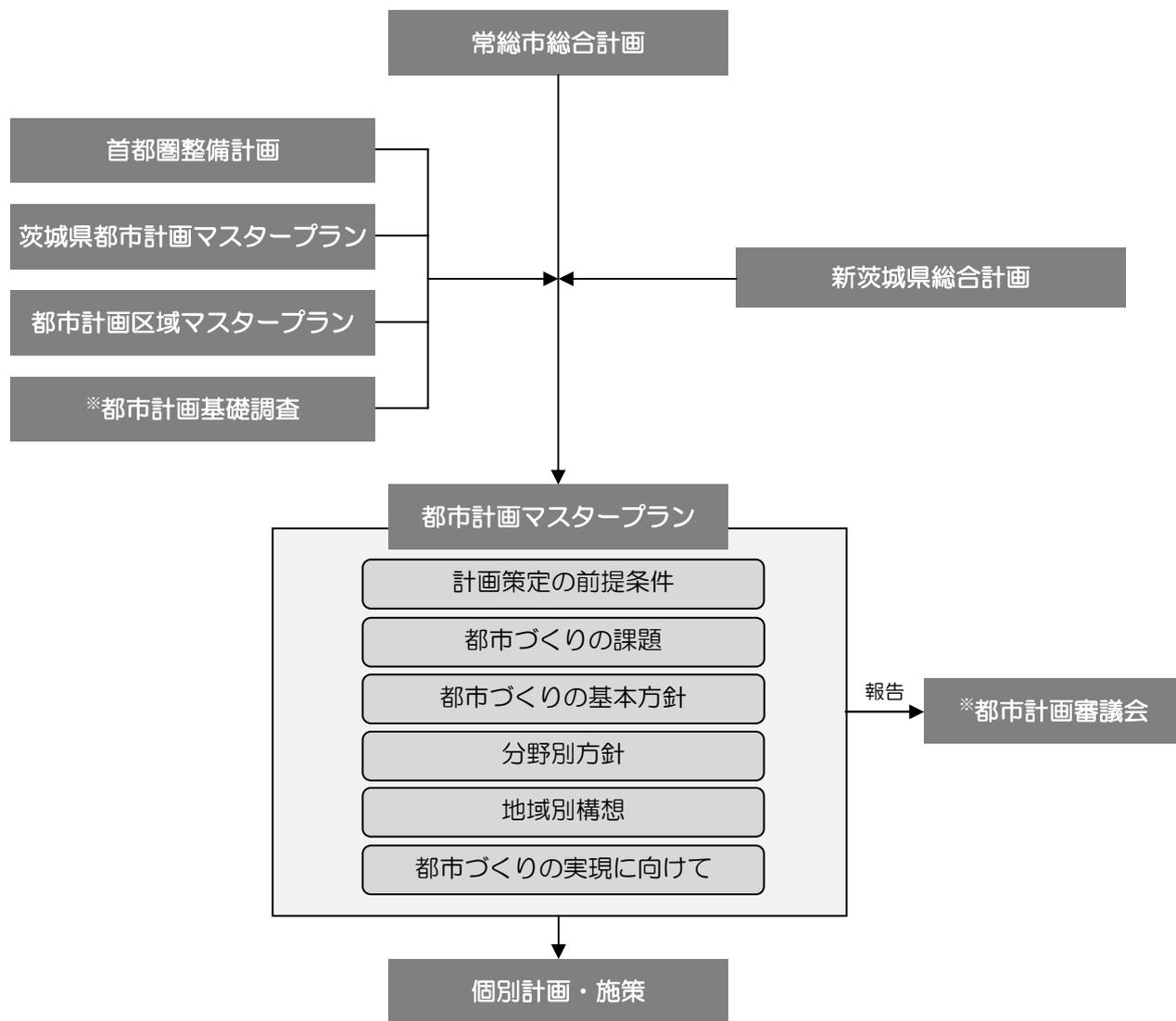
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている市町村の都市計画に関する基本方針です。

常総市においては、水海道市都市計画マスタープラン及び石下町都市計画マスタープランが平成 10 年度に策定されています。本計画は、常総市としての一体性のある都市施策を実現する計画として、平成 20 年 3 月に策定された*常総市総合計画に基づき、平成 18 年度の改正都市計画法の趣旨、水海道市都市計画マスタープラン、石下町都市計画マスタープランでの施策やプロジェクトの進捗、都市計画上の課題等を考慮しながら、今後の常総市における都市計画に関する基本方針を示すものです。

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標として策定することとされており、常総市総合計画との計画期間の整合性、区域区分(線引き)等の見直し時期等を考慮し平成 42 年を目標年次として策定します。なお、将来人口の設定においては、直近の国勢調査が実施された平成 17 年を基準に、平成 22 年度以降の推計を行います。

常総市総合計画：地方自治体が策定する行政運営の総合的な指針となる計画で、地域づくりの最上位に位置づけられ、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。常総市の現計画は、平成 20 年 3 月に策定されている。

図一本計画の位置づけ



都市計画基礎調査：都市計画法6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査するもの。

都市計画審議会：市長の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を審議するため設置されており、条例により、①本市が定める都市計画に関すること。②都市計画について本市が提出する意見に関すること。③その他必要と認める事項に関すること。を審議する組織。本市の条例では、学識経験者、市議会の議員、関係行政機関及び県の職員並びに市民により15人で組織することとしている。